



行政改革とは？

国や地方公共団体の行政機関の組織や機能を改革すること。主に、財政の悪化や社会の変化に対応して、組織の簡素合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの形で行われる。略して「行革」ともいわれる。(大辞林より)

地方分権の波が押し寄せる時代の中、自立した行政運営が求められています。川根本町は町民の皆さんとともに歩む町を理想像とし、財政の健全化や行政改革に取り組み、また「川根本町行政改革大綱」を平成18年10月に策定。以来約2年間にわたり、施設管理やイベントの見直し、組織の再編、補助金

の見直しなど、実に75項目(平成20年7月1日現在)に及ぶ事務事業の見直しを行っています。大綱の計画期間である平成18年から平成22年までの5年で、約3億3700万円の削減を目標として、行政の健全化を進めています。

行政改革の必要性

●川根本町は、近年の多様化する行政課題に対応するため、旧本川根町と旧中川根町が合併して誕生しました。行政サービスの向上や事務事業の効率化、財政基盤の強化などを図り、地域資源を活用したまちづくりを進めています。

昨年3月に策定した川根本町総合計画では、豊かな自然資源を守る姿勢を「水と森の番人が創る癒しの里」という言葉で表現しています。大井川の水源地域にあって豊かな自然を守り、都市住民との交流を図りながら、川根本町の自然環境を活かした茶業や林業、観光などの発展を図っていくという姿勢です。

川根本町行政改革大綱は、総合計画の基本方針の一つである「ひと(町民)とまち(行政)みんなが主役のふるさとづくり」を推進し、町民と行政などが連携した、町民に開かれた行政を進めるとともに、効率の高い行政運営を図つ

# 【第1章】 行革のキホン

ひと(町民)とまち(行政)みんなが主役のふるさとづくり実現のために

—大綱の原点に立ち返ってみる—

川根本町では、平成18年10月、川根本町行政改革大綱・実施計画(集中改革プラン)を策定し、事務事業の見直しや職員の意識改革、組織のスリム化など、実に75項目(2008年7月1日現在)に及ぶ見直しを行い、改革に取り組んでいます。第1章では「行政改革とは何か?」、また、「行政改革の必要性」など、行革の基本について触れていきます。

ていくことを目的として策定されました。

行政改革の目標

●新しいまちづくりの主役は「町民の皆さん」であると定義づけ、その実現のため、行政は情報を中心に積極的に投げかける努力をし、皆さんがまちづくりに参加しやすいと感じられる仕組みづくりを進めるとともに、効率の良い効果のある行政運営を図っていきます。

行政改革の推進体制

●行政改革の進行管理は、役場内組織として「川根本町行政改革推進本部」と「川根本町行政改革総

- 多様化する行政課題  
地方分権時代の到来、少子高齢化社会の進行、人口流出、過疎化、日常生活圏の拡大と広域的行政課題、高度化する住民ニーズなど。
- 川根本町行政改革推進本部
- 川根本町行政改革総務委員会  
行政改革の進行管理を行っている役場内組織。推進本部は課長級以上で組織、総務委員会は主幹・係長級で組織する。

務委員会」を設置して行います。また、外からの視点である、有識者の組織「川根本町行政改革推進委員会」を設置し報告を行うほか、町ホームページや広報かわねほんちようを活用して皆さんへの公表に努めていきます。

計画期間・実施計画期間

●この行政改革大綱と本大綱に基づく実施計画(集中改革プラン)は、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画としています。



行革の進行管理と情報開示のため、町ホームページや広報かわねほんちようを活用して皆さんへの公表に努めます